

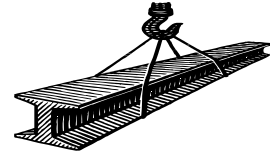
令和5年1月16日
令和5年2月1日日時変更令和5年3月29日

事業主 各位

沖縄労働局登録教習機関
(一社) 沖縄県労働基準協会
(登録番号第104号、登録有効期間：令和6年3月31日)

労働安全衛生法に基づく

『玉掛け技能講習』のご案内



時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、吊り上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務に従事する場合、労働安全衛生法第61条及び同法施行令第20条の規程により、「玉掛け技能講習」を修了した有資格者でなければ、その業務に従事することができません。

つきましては、当協会において標記技能講習を下記のとおり開催致しますので、この機会に貴事業場の該当労働者に資格を修得していただきたくご案内申し上げます。

記

- | | | | | |
|------|--------|--------|-------------------------------|-----------------------------|
| 1. 日 | 時:(学科) | 令和5年4月 | 11日(火) 10:00~17:30 | 18(火) 9:00~16:30 |
| | | | 12日(水) 9:00~17:30 | 19(水) 9:00~17:30 |
| | (実技) | | 13日(木) 8:30~18:30 | 20(木) 8:30~18:30 |

2. 講習会場：【学科】 ~~未来創造センター~~ ~~中央公民館~~ ~~研修室~~ ~~平良港ターミナルビル~~ ~~研修室~~
宮古建設会館
【実技】 ~~先嶋建設(株)~~ 多目的広場

3. 受講料：一部免除有 25,930円(内受講料24,500円)
および 免除無 27,930円(内受講料26,500円)
定員数 20名(定員に達した場合、キャンセル待ちでご案内)

4. 申込方法： ①当協会所定の受講申込書(ホームページからダウンロード又は各支部窓口にて配布)
及び ②写真1枚(4cm×3cm)
必要書類 ③受講料

上記3点を各支部窓口にて提出・お支払いください。(郵送・振込でも受付可)

※受講者本人を確認する書類(自動車運転免許証、保険証等)もご持参ください。

※講習一部免除となる小型移動式クレーン技能講習修了証、床上操作式クレーン技能講習修了証、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士免許 をお持ちの方はいずれかのコピーを持参し各支部窓口にて提出してください。

5. 外国人受講者の受講にあたっての必要提出書類(事前にお問い合わせください。)
①言語能力に関する確認書(当協会所定)
②在留カードのコピー

6. 申込期限：~~3月28日(火) 16:00まで~~ **4月4日(火) 16:00まで**

※仮予約をされている方は、申込期限までに必要書類の提出、受講料の入金をしてください。

申込期限までに提出・支払いの確認ができなかった場合はキャンセルとさせていただきます。

7. 申込場所：(一社) 沖縄県労働基準協会

宮古支部 電話(0980)73-1455 平良字下里986-1

8. 振込にて支払を希望される場合（※振込手数料は、申込者負担となります。）

お振込にて受講料の支払いをご希望の方は、下記金融機関をご利用下さい。
（上記申込期限までにお願ひします）

振込み金融機関一覧

口座名 一般社団法人 沖縄県労働基準協会

琉球銀行 本店 (普) No.922287
 沖縄銀行 本店 (普) No.2206632
 沖縄海邦銀行 本店 (普) No.782-875
 郵便局 17080-12738811
 沖縄県農業協同組合本店 (普) 4951

9. その他、注意事項

- ・講習期間中は、毎日出欠確認をします。講習規定により遅刻、早退、欠席をした場合は講習時間不足となり、修了証の交付が出来ませんのでご注意ください。
- ・受講料は原則、払戻ができませんのでご了承下さい。尚、病気等やむを得ない（業務都合を除く）事由での取消・欠席の場合はその旨をお早目にご連絡ください。
- ・遅刻・欠席の場合は必ず講習開始時刻までに宮古支部へご連絡ください。
- ・講習中は、携帯電話等の使用はできません。電源をOFFにするかマナーモードにしてください。
- ・車は指定された場所へ駐車してください。
- ・学科・実技とも筆記用具・計算機（√付）を使用しますのでご持参ください。
- ・実技には、作業に適した服装（作業服、ヘルメット、安全靴、革手袋）等で臨んで下さい。
- ・雨天の場合も実技講習は実施します。雨天時は雨ガッパを必ずご準備下さい。

玉掛け技能講習日程表

学 科

4月	8:30 ~ 8:50	8:50 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	休憩	10:10 ~ 11:40	昼食	12:40 ~ 14:10	休憩	14:20 ~ 15:20	休憩	15:30 ~ 16:30	
	20	10	60	10	90	60	90	10	60	10	60	5
18日 (火)	受付	開講式	クレーン等に関する知識 (1時間)	休憩	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 (3時間)			休憩	クレーン等の玉掛けの方法 (7時間)			事務連絡
			平良 隆				平良 敏夫					
19日 (水)	8:40 ~ 8:55	9:00 ~ 10:30	休憩	10:40 ~ 12:10	昼食	13:10 ~ 14:10	休憩	14:15 ~ 15:15	休憩	15:20 ~ 16:20	休憩	16:30 ~ 17:30
	15	90	10	90	60	60	5	60	5	60	10	60
	受付	※前日の続き クレーン等の玉掛けの方法 (7時間)						休憩	関係法令 (1時間)	休憩	学科修了試験 (1時間)	
		平良 敏夫								基準協会		

実 技

	8:10 ~ 8:30	8:30 ~ 12:00	12:00~13:00 (60)	13:00 ~ 16:30	16:30 ~ 18:30
	20	210	昼食	210	120
20日 (木)	受付	クレーン等の玉掛け (6時間) クレーン等の運転のための合図 (1時間)			実技修了試験 (2時間)

		福里 治・塩川 昇
--	--	-----------

玉掛け技能講習

講習科目の一部免除該当者及び科目

<p style="text-align: center;">証明する コピーの 提出 →</p>	講習科目一部免除該当者	科目及び時間
	<p>1</p> <p>◎クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士等の免許所持者。</p> <p>◎床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習修了者。</p> <p>(当該資格を証明する写しを添付すること。)</p>	<p>【学科】「クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識」</p> <p>【実技】「クレーン等の運転のための合図」</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">※証明は代表者印のこと(会社印不可)</p> <p style="text-align: center;">申込書の裏面に事業主の証明</p> <p style="text-align: center;">→</p>	<p>2</p> <p>◎安全衛生施行令第20条第6号等又は安衛則36条の6条もしくは15から17条の業務に6か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>◎鉱山保安法第2条第2項等に規定する鉱山においてクレーン等の運転の業務に1か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>	<p>【実技】「クレーン等の運転のための合図」</p>
	<p>3</p> <p>◎クレーン、移動式クレーン、デリック、又は揚貨装置で吊り上げ荷重又は制限荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>	<p>【学科】「クレーン等の玉掛けの方法」の一般的作業方法(1時間)</p> <p>【実技】「クレーン等の玉掛け」の基本作業(2時間)</p>
	<p>4</p> <p>◎吊り上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務に6か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>	<p>【実技】「クレーン等の運転のための合図」</p>

◎安全衛生施行令第20条第6号

つり上げ荷重が五トン以上のクレーン(跨(こ)線テルハを除く。)の運転の業務

◎安衛則36条の6条もしくは15から17条

6条 制限荷重五トン未満の揚貨装置の運転の業務

15条 次に掲げるクレーン(移動式クレーン(令第一条第八号の移動式クレーンをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)の運転の業務

イ つり上げ荷重が五トン未満のクレーン

ロ つり上げ荷重が五トン以上の跨(こ)線テルハ

16条 つり上げ荷重が一トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

17条 つり上げ荷重が五トン未満のデリックの運転の業務

◎鉱山保安法第2条第2項等に規定する鉱山

この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。

先嶋建設(株) 多目的広場

